

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和３３年法律第６号）の規程に基づき、猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を次のとおり実施する。

令和７年６月１日

岡 山 県 公 安 委 員 会

１ 散弾銃

(1) トラップ射撃（トラップから射撃線までの距離が１５メートルであるものをいう。）

開 催 年 月 日	開 催 場 所
令和７年７月２日（水）午後１時	岡山市北区御津下田６２９ 岡山県クレ射撃場
令和７年７月７日（月）午前１０時	倉敷市福田町浦田７４０－１ 倉敷国際射撃場
令和７年７月１４日（月）午前１０時	倉敷市福田町浦田７４０－１ 倉敷国際射撃場
令和７年７月１７日（木）午後１時	岡山市北区御津下田６２９ 岡山県クレ射撃場
令和７年７月２１日（月）午前１０時	倉敷市福田町浦田７４０－１ 倉敷国際射撃場
令和７年７月２８日（月）午前１０時	倉敷市福田町浦田７４０－１ 倉敷国際射撃場
令和７年７月２９日（火）午後１時	岡山市北区御津下田６２９ 岡山県クレ射撃場
令和７年７月３０日（水）午前９時	真庭市仲間１８１６ 湯原国際射撃場
令和７年８月４日（月）午前１０時	倉敷市福田町浦田７４０－１ 倉敷国際射撃場
令和７年８月６日（水）午後１時	岡山市北区御津下田６２９ 岡山県クレ射撃場
令和７年８月１１日（月）午前１０時	倉敷市福田町浦田７４０－１ 倉敷国際射撃場
令和７年８月１５日（金）午後１時	岡山市北区御津下田６２９ 岡山県クレ射撃場
令和７年８月１８日（月）午前１０時	倉敷市福田町浦田７４０－１ 倉敷国際射撃場
令和７年８月２５日（月）午前１０時	倉敷市福田町浦田７４０－１ 倉敷国際射撃場
令和７年８月２７日（水）午前９時	真庭市仲間１８１６ 湯原国際射撃場
令和７年８月２８日（木）午後１時	岡山市北区御津下田６２９ 岡山県クレ射撃場

令和7年9月1日（月）午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場
令和7年9月4日（木）午後1時	岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場
令和7年9月8日（月）午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場
令和7年9月10日（水）午後1時	岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場
令和7年9月15日（月）午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場
令和7年9月22日（月）午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場
令和7年9月24日（水）午前9時	真庭市仲間1816 湯原国際射撃場
令和7年9月29日（月）午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場
令和7年9月30日（火）午後1時	岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場

(2) スキート射撃（クレがセンターポールの上方を通過するように発射されるものをいう。）

開催年月日	開催場所
令和7年7月2日（水）午後1時	岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場
令和7年7月4日（金）午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場
令和7年7月11日（金）午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場
令和7年7月17日（木）午後1時	岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場
令和7年7月18日（金）午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場
令和7年7月25日（金）午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場
令和7年7月29日（火）午後1時	岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場
令和7年8月1日（金）午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場
令和7年8月6日（水）午後1時	岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場

令和7年8月8日（金）午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場
令和7年8月15日（金）午後1時	岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場
令和7年8月15日（金）午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場
令和7年8月22日（金）午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場
令和7年8月28日（木）午後1時	岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場
令和7年8月29日（金）午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場
令和7年9月4日（木）午後1時	岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場
令和7年9月5日（金）午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場
令和7年9月10日（水）午後1時	岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場
令和7年9月12日（金）午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場
令和7年9月19日（金）午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場
令和7年9月26日（金）午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場
令和7年9月30日（火）午後1時	岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場

2 ライフル銃

開催年月日	開催場所
令和7年7月1日（火）午前10時	岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場
令和7年7月8日（火）午前10時	岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場
令和7年7月15日（火）午前10時	岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場
令和7年7月22日（火）午前10時	岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場
令和7年7月29日（火）午前10時	岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場

令和7年7月29日（火）午前9時	真庭市仲間1816 湯原国際射撃場
令和7年8月5日（火）午前10時	岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場
令和7年8月19日（火）午前10時	岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場
令和7年8月26日（火）午前10時	岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場
令和7年8月26日（火）午前9時	真庭市仲間1816 湯原国際射撃場
令和7年9月2日（火）午前10時	岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場
令和7年9月9日（火）午前10時	岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場
令和7年9月16日（火）午前10時	岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場
令和7年9月30日（火）午前10時	岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場
令和7年9月30日（火）午前9時	真庭市仲間1816 湯原国際射撃場

3 受講手続

(1) 提出書類

所定の様式による受講申込書 1通

(2) 提出先

住所地为管轄する警察署の生活安全課又は生活安全第一課若しくは生活安全刑事課

(3) 提出期間

受講しようとする講習会の開催日の7日前（その日が岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規程する県の休日である場合は、当該休日の直後における県の休日でない日）

4 受講手数料

1万4,000円

（注） 受講手数料は、納付後は返還しない。

5 その他

(1) 各講習の受講定員は、おおむね4人とする。

(2) 代理受講は認めない。

(3) 講習修了証明書は、受講申込書を提出した警察署において後日交付することとする。